

厚沢部町告示第21号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7年 10月 22日

厚沢部町長 佐 藤 正 秀

1. 入札に付す事項

- (1) 工事名 厚沢部町道の駅物産館改築 建築主体工事
- (2) 場 所 厚沢部町緑町72番地1内
- (3) 工 期 自 令和7年12月本契約日から（12月初旬議会契約議決予定）
至 令和8年10月16日まで
- (4) 概 要 厚沢部町道の駅物産館改築工事に伴う建築主体工事

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 厚沢部町競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成25年厚沢部町訓令第11号（以下「事務処理要綱」という。）第4条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されており、渡島檜山管内に本社又は受任者としての支店・営業所がある者であること。
- (3) 建築工事業の特定建設業許可を取得していること
- (4) 入札執行（開札）までの間に、入札参加資格の停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については、20（3）を参照）
- (7) 過去15年間に対象工事と同種でおおむね同規模（対象工事の予定価格の85%以上）と認められるものの元請としての実績（履行済みのものに限る。）があること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上のものとし、実績額は、契約金額に出資比率を乗じた額（履行済みのものに限る。）とする。

3. 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似実績調書（別記様式第2号）及び実績証明書（別紙）又は実績を証明するため契約書及び完了実績等の写し

イ その他町長が必要と認める書類

(2) 提出期間

令和7年10月27日(月)から令和7年11月5日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

北海道檜山郡厚沢部町新町207番地
厚沢部町政策推進課商工観光係

(4) 提出方法

持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

4. 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者(以下「非資格者」という。)に対しては、令和7年11月7日(金)までにその理由を付して電話で連絡する。令和7年11月7日(金)までに連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

5. 非資格者に対する理由の説明

- (1) 非資格者は、令和7年11月11日(月)までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は、厚沢部町役場建設水道課建築施設係に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 理由の説明は、令和7年11月14日(金)までに書面により回答する。

6. 契約条項を示す場所

厚沢部町新町207番地
厚沢部町政策推進課商工観光係

7. 入札参加資格の取り消し

入札参加資格があると認めた者が、2に規定する資格を有しない又は有しなくなつたと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

8. 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

9. 入札執行（開札）の場所及び日時

(1) 場 所 厚沢部町新町207番地 厚沢部町役場2階第1会議室

(2) 日 時 令和7年11月21日（金）午前10時00分

（入札後、落札者と仮契約を締結いたします。12月初旬の厚沢部町議会にて契約
議決後に本契約となります）

10. 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する
額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金
額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」
という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金
額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であ
るかを申し出ること。

12. 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札
保証金を入札前に納めること。

(2) 入札保証金の免除、納付方法等については、政令第167条の7、厚沢部町財務規則
（平成22年規則第3号。以下「財務規則」という）第141条の定めるところによる。）

13. 契約保証金

(1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付す
ること。 なお、上記以外で以下の場合は契約保証金を免除する。

①保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し当該履行保証保
険証券を提出したとき。

②保険会社、金融機関等との間に工事履行保証委託契約を締結し、本町を債権者とする
公共工事履行保証証券を提出したとき。

14. 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書
等を複写するため貸し出しを申し込むことができるものとする。

ア 閲覧期間 令和7年10月27日（月）から令和7年11月20日（木）まで（休
日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 厚沢部町新町207番地
厚沢部町政策推進課商工観光係

ウ 貸出申込先 厚沢部町新町207番地
厚沢部町政策推進課商工観光係

(2) 設計図書等に関する質問は、別紙見積要項による

(3) 質問に対する回答は、別紙見積要項による

15. 支払条件 **(本契約の特則)**

(1) 各年度の前金払はしない。

(2) 年度部分払は、令和7年度10%（年度末） 令和8年度90%（完成時）
（ただし出来高は令和7年度12%以上）

(3) 各年度の概算払はしない。

16. 契約書作成の要否等

必要とする。

17. 積算内訳書の提出

(1) 入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を仮契約時に提出すること。

(2) 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、各業種に対応するものの金額を明らかにすること。

(3) 積算内訳書が未提出であり、又提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、仮契約を無効とする場合がある。

18. 予定価格の公表

¥ 677,600,000（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）

19. 最低制限価格の設定

この入札は最低制限価格を設定している。

最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とはならないことを留意すること。

20. その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、財務規則第143条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

(2) 談合情報に対する対応

ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。

イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。

ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。

(3) 2(6)でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合

- (4) この公告に定めるもののほか、厚沢部町の契約に関する規則その他関係法令等を遵守すること。

- (5) 公告の写し、申請書等の交付

この公告の写し・資格審査申請書等提出書類の様式は、次により交付する。

ア 交付期間 令和7年10月27日（月）から令和7年11月5日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 厚沢部町新町207番地
厚沢部町政策推進課商工観光係

ウ 交付方法 その場で直接交付する。

エ 交付費用 無料とする。

オ 申請書等は、厚沢部町のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(<https://www.town.assabu.lg.jp/>)

※ その他入札に関し不明な点は、下記に照会すること。

厚沢部町政策推進課商工観光係（電話 0139-64-3312）

※ 別紙見積要項は次頁からにより

見積要項

- 1 工事名 厚沢部町道の駅物産館改築 建築主体工事
- 2 工事場所 厚沢部町緑町7 2 番地 1 内
- 3 構造・規模 鉄骨造 2 階建 床面積は各図示による
- 4 工 期 本契約日から令和8年10月16日まで
- 5 質疑応答 口頭または電話による質疑には応答しない。
質疑書は質疑のある場合のみ提出のこと。（メール又はFAX可）
（質疑が無い場合は、質疑書の提出は不要です。）
 - a) 質疑書
 - 1) 提出期限 令和7年11月12日（水）まで
 - 2) 宛名 厚沢部町長 佐藤 正秀
 - 3) 提出先 厚沢部町役場建設水道課 担当 建築アドバイザー 中野 健二
(TEL 0139-64-3315) (FAX 0139-67-2815)
メールアドレス kentiku@town.assabu.lg.jp
 - b) 応答書
 - 1) 交付日 令和7年11月17日（月）（予定）郵送、FAX又はメールを持って行きます。（質疑が無い場合には応答書は送りません）
- 6 設計図書の優先順位
 - 1) 現場説明事項及び質疑応答書
 - 2) 特記仕様書
 - 3) 設計図
 - 4) 共通仕様書（2022年版）
 - 5) 公共規格及びこれに準ずる規格
- 7 入札保証金等 入札案内による
- 8 監理技術者等 本工事に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本工事に配置すること
- 9 特記事項
 - a) 工事中は近隣住民へ迷惑のかからない様、十分に配慮する事。（音や粉じん、工事車両の搬出入等）
 - b) 工事期間中提出を求める書類、写真などは、すべて監督員の指示による。
 - c) 設計図に特記ない場合でも外観上、構造上必要な事項は、監督員の指示により施工すること。
 - D) 別途工事（機械・電気設備工事）と工程を調整しながら工事を行うこと。

- 10 その他
- 1) 本工事の入札に当たっては、別に交付した一般競争入札参加案内書及び入札心得を熟知のうえ、遺漏のないようにしてください。
 - 2) 本工事の契約は厚沢部町議会の議決を要する工事です。
(入札後仮契約を締結し、厚沢部町議会にて契約議決後に本契約となります。契約に関する内容は仮契約書によります)
 - 3) 本工事は4週8休(通期)を前提に補正係数により労務費(予定価格に元となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費)を補正して予定価格を作成しており、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を徐し、請負金額のうち労務費補正分を減額変更する場合があります
(設計図書の特記仕様書による)